

公立大学法人青森県立保健大学国際交流ポリシー

平成 21 年 2 月 3 日

(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

公立大学法人青森県立保健大学は、「グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成」という使命に基づき、健康科学部 4 学科、健康科学総合教育部門、大学院健康科学研究科、キャリア開発センター並びにヘルスプロモーション戦略研究センターが連携し、国を超えたヒューマンケアを实践できる人材の育成に努める。また、研究においては、国際的な動向を踏まえて、様々な国・地域や人々の保健、医療及び福祉の向上に資する研究成果を幅広く発信し、研究や教育に係る国際的な交流を推進する。

これらの目的を達成するために、以下の取組を行う。

1 諸外国の教育・研究機関との交流の推進

- (1) 諸外国の高等教育機関や研究機関等と学術交流協定を締結し、教職員、研究者、学生等の相互交流を図る。
- (2) 諸外国からの教職員、研究者、学生等を受け入れ、支援する。

2 学生及び教職員の国際的活動への支援

- (1) 学生等が海外で学び、研修するための情報を提供し、活動を支援する。
- (2) 学部学生、大学院生、教職員に対して、海外での学術発表、研究並びに研修に必要な英語力を習得するための支援を行う。
- (3) 諸外国の大学や研究機関との共同研究を推進するために、海外からの研究者の招へいや学術セミナーの開催等を行う。

3 多文化共生である社会の多様性に応えられる人材の育成

- (1) 地域の外国人を含めた多文化社会に貢献できる保健、医療及び福祉の人材を育成するため、外国語や異文化理解の学習の機会を提供する。

附 則

このポリシーは、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 5 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。